

明治期出版関連資料一端

——「校正日本外史」刊行を巡って——

Research on the Historical Records about the Publication in the Meiji
10s of the Books "Kosei-Nihon-Gaishi" Written by Rai Sanyo

山本和明

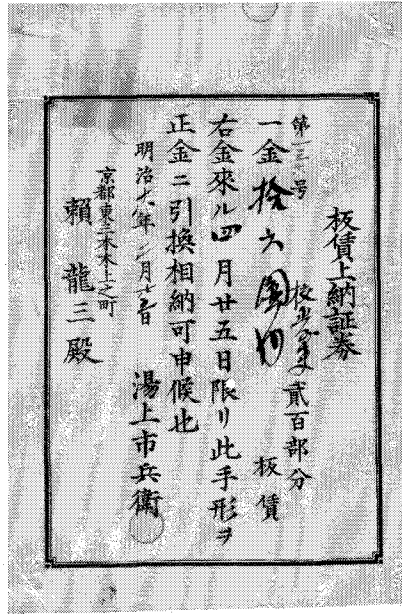
一 資料紹介として

紹介するのは、頼山陽『日本外史』出版に関する一枚の手形証券である。資料「板賃上納証券」は、禾口庵文庫所蔵。縦二〇・二種、横一三・七種の一紙片で、『日本外史』が、明治十年代後半に如何に刊行されていたのか、その一端を窺うことが出来る。

本稿では、この「板賃上納証券」の紹介旁々、幾つか気づいた点を述べてみたい。はじめにその資料を翻刻しておくことにしよう。

「板賃上納証券」は全体が刷物であり、簡便に空所のみ墨字にて記載出来るようになっていた。「図版参照」。ここで

宛先や部数などが既に刷られている点に注目しておきたい。即ち、類纂にあった交渉が窺えるのである。翻字に際し、「〔 〕」にて墨書の箇所を示す。



〔図版 板賃上納証券〕

板賃上納証券

第(一三六)号〔校正外史〕貳百部分

一金〔拾六圓内〕板賃

右金来ル〔四〕月廿五日限り此手形ヲ

正金ニ引換相納可申候也

明治〔十八〕年〔二〕月〔廿五〕日 湯上市兵衛 印

京都東三本木上之町

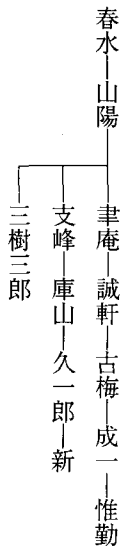
頼 龍三殿

裏面には、壹錢の証券印紙が貼付されており、湯上市兵衛による割印がなされている。云うところの「板賃」とは版權使用料のこと。つまり、明治十八年二月、書肆湯上市兵衛から頼龍三宛に、版權使用料を支払った際の手形ということになる。

頼山陽『日本外史』は、幕末期から明治にかけての一大ベストセラーであった。版本としては、天保年間(一八三〇〜一八四四)に拙修齋叢書所収・木活字版全三冊があるが、弘化元年(一八四四)に刊行された川越藩による版(川越版・松平氏版)が最も普及したと云う。当初、藩校教材として藩儒保岡嶺南の手を経て版刻されたが、好評ゆ

えに、自ら版元になって売り捌いたのだとされる。一方、山陽の男聿庵が、『日本外史』を大坂書肆秋田屋太右衛門より蔵版出版の手続きをしたのが、天保十四年（一八四三）四月。京都の次男支峰も書肆河内屋吉兵衛より出版を計画しており、頼家の中でもうまく纏まらなかった。しかし、川越版の出た翌弘化二年、相互の提携が相成り、嘉永元年（一八四八）八月、「頼氏正本」として二書肆が共同して出版するに至った。世に「久太郎版」とも云われるものである。京都頼家では、他にも支峰校注による『増補日本外史』『校正日本外史』などの別版も出している（『秋田屋太右衛門来翰集』『大阪府立図書館紀要』二二／博多久吉「日本外史の刊行について」『大阪史談会報』第四卷六号）。

さて、今回の手形宛先は「頼龍三」とあった。即ち「久太郎版」（別版）に関わる明治期出版の一資料ということになろう。宛先の頼龍三は、号庫山・諱子誠。山陽二男支峰の養嗣子（『山陽先生遺光』掲載「頼氏略系」による）で、明治二五年三月二五日に、山陽の埋葬される東山長楽寺での御贈位墓前奉告祭で、祭主を勤めた。昭和四年一月十五日、七十歳にて没す（木崎好尚『頼山陽の人と思想』昭和十八年四月初版、第八章）。参考までに頼家略系図を示しておく。



送主の湯上市兵衛については、遺憾ながら未確認の点も多い。今、本屋仲間廃止後も組織を改め継続執筆された業務日誌「出勤帳」（『大坂本屋仲間記録』第七巻に翻刻、昭和六十年三月刊）より、湯上市兵衛に関わるものを以下摘録しておく。

○「出勤帳」八十四番 明治十五年九月廿九日条

新加入人 南区順慶町通三丁目六十番地 湯上市兵衛

○「出勤帳」八十六番 明治十八年十二月廿二日条

一 転居 東区北久宝寺町三丁目三十七番地へ 湯上市兵衛

○「出勤帳」八十六番 明治十九年六月十二日条

一 転宅 東区北久宝寺町三丁目三十七番地へ 湯上市兵衛

○「出勤帳」八十七番 明治十九年八月四日条

一 止業 湯上市兵衛

○「出勤帳」八十八番 明治二十一年八月三十日条

一 開業 南区鱧谷西之町三十五番地 湯上市兵衛 男二名

明治十五年九月廿九日に「新加入人」として大阪書林組合に名を連ねる。湯上市兵衛は新興の書肆であった。そうした書肆まで食指を動かすほどに、「日本外史」は旨味のある書籍だったと云うべきか。

他にも確認しておかねばならないことがある。証書記載の「校正外史」が、具体的にどのようなものなのか、という点である。「久太郎版」と云ってもその種類は多彩を極める。頼惟勤『「日本外史」への手引き―跋に代えて―』（岩波文庫『日本外史（下）』一九八一年十二月刊、頼惟勤著作集Ⅲ『日本漢学論集』汲古書院に再録。）は、諸本を整理して今日なお最も詳細に渉るものであるが、その中でも「甚だ複雑で、不明の点が多い」とする。今、その記載を挙げておく。

〔へ〕上方版、その二〕

この系統は甚だ複雑で、不明の点が多いが、取り敢えずのところ、「校正本」・「増補本」・「標証本」の三系列を考えておく。

『校正日本外史』一二冊・中本、一二行三三字、明治二一・三・第三刻本。頼氏藏板（送り仮名つき）

右の本の題簽には「大字第三版」とある。第一版がいつなのか不明。奥付には版權免許が明治九年一月十二日とあるが、これは出版時とは無関係と見るべきである。また「再刻御届」は明治十三年五月一日になっている。

（岩波文庫『日本外史』下・四八二頁参照）

稿者自身が諸本確認した中で、明治十八年三月十日出版の『頼久太郎著／校正日本外史 一（一十二）』を「板賃上納証券」記載書籍として、提示しておきたい。本書は一二行二五字、送りがな付きの冊子であり、頼惟勤氏の指摘するものとも、異なるようである。奥付記載事項を次に挙げておく。

明治 九年一月十二日 版權免許

全 十三年五月一日 再版御届

全 年六月 出版

全 年六月廿八日 別製本御届

全 年七月 出版

全 十七年十二月廿六日 別製本御届

全 十八年三月十日 出版

著者 広島県土族 頼久太郎

出版人 京都府平民 頼又次郎 印（京都府上京区第二十二組／東三本木上之町壹番戸）

発兌書肆 田中太右衛門 （大坂府南区安堂寺橋通／四丁目三十八番地）

柳原喜兵衛 （全 東区北久太郎町／四丁目十四番地）

湯上市兵衛 印（全 南区順慶町／三丁目六十番地）

確認する。資料「板賃上納証券」には「明治十八年二月廿五日 湯上市兵衛」とあった。先掲「出勤帳」により、組合に新加入した明治十五年九月廿九日から、北久宝寺に転居した明治十八年十二月廿二日まで、「南区順慶町通三丁目六十番地」が湯上市兵衛の居住地である。それは、「全十八年三月十日」付出版の『校正日本外史』にみる湯上市兵衛の居住地と符号する。このことから、本書を該当する書籍と位置づけたのである。

奥付の内容について、一言添えておく。版權免許の記載ある「明治九年一月十二日」であるが、『版權書目』第一号（明治九年一月分）に「日本外史／中本 二十二冊／著者 頼久太郎故人／出版人 頼又次郎 広島県土族・浅井吉兵衛 大阪府平民・柳原喜兵衛 全・田中太右衛門 全・岡田茂兵衛 全・和田次郎兵衛 全・山内五郎助 全」とある。こののち版權を巡る係争が生じたことは夙に知られたことであるが、今は「明治九年一月十二日」の版權免許が『日本外史』に対してのものであり、『校正日本外史』に対してではないことを確認すれば事足りよう。明治八年の出版条例第十一条には、次のようにある。傍線部に注目していただきたい。

既に版權を有する自己の著訳書を校訂し、或は節略し、或は註解附録絵図等を加へて出版するときは、更に願ひ出るに非れば、版權を得へからず。其製本の式を改め、若くは冊数を分合し改板するに止り、若くは旧式に依て再刻する者は版權を存す（略）但し届書を出し製本を納むるは各本條に依るへし

「校正」本が、奥付に従えば「別製本」扱いで通用したことは、意外な感さえある。こうした問題は、今少し諸本博搜を経たうえで確認していかねばならない問題であり、今は事実を提示するに留める。

以上、禾口庵文庫蔵「板賃上納証券」について確認をし、該書の指摘をした。まだ幾つか確認すべき問題を残す。章を改め、今少し考えてみたい。

二の一 その刷数について

「板賃上納証券」図版及び翻字に確認されるように、「貳百部」の箇所は摺られていた。つまり摺るにあたって、二〇〇部が一つの目安ということになる。しかし、ここでいう目安とは、一回の刷数の謂いであるのか、あるいは版權使用料支払におけるものなのか。

例えば、宗政五十緒は、京都書肆永田調兵衛の明治期の刷り数を「半年の最低製作部数を二十五部」とし、「二十五部をもって一つの単位部数としていたということが知られる」とし、「永田の出版書では年間の最高部数は七百五十（八百）部である。」と指摘する（『明治初期の図書出版部数―京都、永田調兵衛家の場合―』『文学』第四十九巻第十二号、一九八一年一二月）。

とすれば、二〇〇部は一回の刷数としては版木の摩耗等を考えても少し多すぎることになる。こと『日本外史』の場合、参考とすべきは次の発言であろうか。

今日「外史」五十部摺立、印証持参。留版摺り帰り申し候。戸開き（稿者注―見返しのこと）五十六枚、蔵版印摺り申し候処、表表紙は四十二枚より御座なく候。何れにて宜敷候や

嘉永五年（一八五二）八月九日付、河内屋吉兵衛宛頼三樹三郎書簡（前掲木崎好尚『頼山陽の人と思想』一六六頁掲載、適宜改）の一節である。「五十部摺立」という発言にあるように、久太郎版『日本外史』は、どうやら五十部で一つの摺立部数としていたらしい。今回の『校正日本外史』も同様とは即断できないものの、二〇〇部という数字が一回の刷数としては疑問の残ることからみて、一節季における摺数と考えて宜いのではなからうか。

二の二 版權使用料について

さて「板賃上納証券」では、貳百部の板賃が「拾六圓」であった。一部当たりに直すと八錢となるが、この金額は、実際の相場として、どう評することができるのだろうか。

古義堂蔵版の場合、江戸期売値十七匁の書籍の板木使用料が六匁で、書籍の値段と板賃の比は三分の一前後もあったという（『中村幸彦著述集』十一巻）。『日本外史』に関しても、安政元年（一八五四）八月付、秋田屋等書肆宛頼支峰・三樹三郎書簡の一節に「本一部に付、銀三匁宛、永々相納められ候約定、相違無く候」とある（木崎著書一六六頁掲載）。「久太郎版」の売捌に当たっていた書肆が、頼家に納めた印税が、「本一部に付、銀三匁」であった。

出版条例制定後の明治期にはどうか。木崎好尚『頼山陽の人と思想』に、明治十三年四月十一日、東京の書肆坂上半七より、支峰方へ宛てた「外史」其他の勘定書が掲載されている（同書一七五頁）。

証

一、金拾六圓六十六錢六厘 貳ヶ月分利子

一、金九圓也 金貳千圓 電信為替振込の節、打分入用取替分

メ金廿五圓六十六錢六厘（以下略）

明治十三年四月十一日 東京 坂上半七（印）

西京 頼又次郎様

この勘定書に着目し、木崎氏は次のように指摘する。

これで見ると、東京の一書肆だけで、本年三月節季の一あひ分が、当時の貳千圓であつたからには、三都その他

の総高は、驚くべき巨額であったことを想ふ。

掲載資料のみで「貳千圓」をそのまま印税として扱ってよいかどうかは留保するとして、対応の金銭の授受があったことだけは確かかなようである。

では今回の手形にみる金額はどうか。該当する『校正日本外史』がどれ程の値で発売されていたか、も確認しておく必要がある。

内務省図書局による明治十八年二月分『出版書目月報』第八十六号に、「頼山陽著／日本外史 中本十二冊（京都府／同（注―定価）三圓廿五銭）再版 頼又二郎（上京区廿二組東三本木上ノ町）」とある。ここでの「中本」が、所謂半紙本の大きさを含むことは、拙稿『小説神髓』の周縁（新日本古典文学大系明治編・月報8）にて述べており、爰では再述しない。明治十七年十二月廿六日「別製本」御届から十八年三月十日出版と少し間隔の空く中、この『出版書目月報』記載のものが、今回考察の書籍に該当、あるいは対応に近いものと考えられる。一つの目安として、この「三圓廿五銭」を定価として想定してみたい。

仮に定価三円廿五銭の書籍に対し、一冊あたり八銭相当の版權使用料とすれば、どうなのだろう。

時代を異にするが、稲岡勝「『続一年有半』の出版契約書」（日本出版史料5、日本エディタースクール出版部発行）によれば、明治三四年九月博文館より刊行された中江兆民『続一年有半』（定価三八銭）では「本書ノ出版ニ付テハ幸徳伝次郎ハ其出版部数ニ応ジ本書定価ノ壹割ニ当ル金円ノ配当ヲ受クル権利アルモノトス」との契約書も残存すると云う。だとすれば、『校正日本外史』の場合、あまりに廉価すぎる。

その要因として、『校正日本外史』は本版摺であり、活版に比して刷数に開きがあり、コスト面での違いを考える必要もあろう。また、本書の売捌元として他に二書肆が名を連ねていること、分版の問題も考えなくてはなるまい。今回提出した手形から、単純に頼家に入る収入の有り様を窺い知るには、今少し資料的に補う必要がある。とまれ、

一新興書肆が『校正日本外史』二〇〇部摺るにあたって、明治十八年当時、一部三円廿五銭相応の書籍に対し、板賃八銭相当の版權使用料が派生していたということである。

二の二 出版人と宛先の齟齬について

ところで、先掲奥付と「板賃上納証券」とを比するに、気になることがある。

出版人として記載された「頼又次郎」は、頼支峰のこと。支峰は通称復二郎、諱復。明治元年大学二等教授。その没年は明治廿年七月八日、享年六十七歳（木崎著書第八章参照）で、洛東高台寺に葬られている。その又次郎が、出版人に名を連ねながらも、「板賃上納証券」には「頼龍三」と、養嗣子の名前が記されていた。

恐らく、出版条例に絡んでくる問題があったのではないかと思われる。明治八年九月改正出版条例の条文から抜粋しておく。

第十三條 版權年限未タ終ラサルノ間ハ版主ノ相續人ニ伝フヘシ

但シ版權讓受ノ由ヲ相續人ヨリ内務省ヘ届ケ出ヘシ

第二十一條 出版ノ図書ニハ著訳者ノ住所氏名ヲ記ス（略）版權ヲ相續シ若クハ売買シ若クハ分版シタルトキハ相續買主及分版ヲ受ケタル者ノ住所氏名ニ改ムヘシ

第二十四條 版權ヲ相續シ若クハ売買シ若クハ分版シ及ヒ改版シテ届ケ出サル者ハ其版權ヲ失フヘシ

版權の年限が終わるまでは、版主の相續人に伝わるが、その際相続した者による届け出が必要となる。版權が財産である以上、他者に売買する場合はともかく、子どもなどに譲るといふ行為が、死去相続に委ねられていたことの方を重くみるべきなのだろう。「版權買受讓受分版届書式」の雛形にも次のように記されている。一部抜粋しておく。

版權〔買受／讓受／分版〕御届

一 書名 何誰〔著／訳〕 何冊〔大／小〕

右は何年何月版權免許を得て何誰所持候処今度示談の上何誰〔買受／讓受／分版〕候に付へ版主死去相続人受継ぐときは今度以下に代るに下文を用ふ 何月何日同人死去私版權相続致候に付へ此段御届申上候也

売買するわけではなく、分版するわけでもなく、実質的に立ち会う者へ名義換えをする場合は示していない。しかし実際上の書肆との交渉その他は、版主自身のみでなされるものではないのである。明治十三年段階で、龍三が又次郎の名代を實際上務めていたことが証文（木崎著書一七六頁掲載）より分かる。

十三年三月三日、支峰名代より、

証

一、外史・政記其他之版木、浅井（河内屋）吉兵衛所持之分、今般柳原（同）喜兵衛外三名へ讓渡に相成候に就ては、（以下略）

三月三日 頼又次郎代 頼龍三

仲裁人総代 藤井克三殿

今回の資料「板賃上納証券」も、その意味で、実質的に書肆と交渉を果たした人物を宛先としていたのである。

三 おわりに

明治二〇年代に活躍した尾崎紅葉は、版權に対する意識が希薄であったとされる（菅聡子『メディアの時代』双文社）。それに対し、今回の『校正日本外史』の場合、明治期出版機構の形成期以前から、出版に関わる莫大な利益を

巡って係争を重ね続けてきたものである。明治十八年に至ってなお『日本外史』は売れ続いていた故に、版權意識は徹底していたのだろう。相続人にとって、その出版を巡るやりとりは、とりもおおさず、家の維持に関わる重大な問題であった。今回の報告では、一枚の紙片から見えてくるものを報告したにすぎない。今後委ねたいと思う。